

会 議 録

◇事務局 子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第 32 期豊島区青少年問題協議会 第 1 回定例協議会	
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課	
開 催 日 時	令和 5 年 7 月 1 3 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 29 分	
開 催 場 所	豊島区役所本庁舎 1 階 センタースクエア	
議 題	1. 開会 2. 委員委嘱 3. 第 32 期青少年問題協議会の運営について 4. 豊島区青少年問題協議会の位置付けについて 5. 会長選任 6. 諮問 7. 区長挨拶 8. 議事 (1) 子ども・若者総合計画の策定について (2) 豊島区子ども・若者総合計画改定スケジュール（案）について 9. 報告 10. 閉会	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	加藤 悦雄、半田 勝久、市川 享子、井戸 喜久男、中村 孝太、豊島 佳代子、齊藤 妙子、白熊 千鶴子、戸井田 周一、御代 恒、松田 文子、比金 敏彦、中野 航綺、坂下 睦子、小関 睦堯、井上 幸一、根岸 光洋、川瀬 さなえ、清水 みちこ、天貝 勝己、金子 智雄
	常任幹事	保健福祉部長、子ども家庭部長、児童相談所長、教育部長、治安対策担当課長、生活産業課長、区民相談課長、学習・スポーツ課長、福祉総務課長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長、自立促進担当課長、健康推進課長、子育て

出席者	常任幹事	支援課長、児童相談課長、子ども家庭支援センター所長、保育課長、保育支援担当課長、庶務課長、教育施策推進担当課長教育部長事務取扱（心得）、指導課長、巣鴨警察署生活安全課長、池袋警察署生活安全課長、目白警察署生活安全課長、区民相談課長
	事務局	子ども若者課長、子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員
会議資料		資料1 第32期豊島区青少年問題協議会委員名簿 資料2 第32期豊島区青少年問題協議会の運営について 資料3 「豊島区青少年問題協議会」の位置づけについて 資料4 豊島区子ども・若者総合計画の改定について 資料4-2 豊島区子ども・若者総合計画の関係図 資料5 豊島区子ども・若者総合計画改定スケジュール（案） 資料6 豊島区子ども・若者総合計画実施状況調査（重点事業） 資料7 豊島区子ども・若者総合計画実施状況調査（計画事業） 資料8 としま子どもの権利相談室の開設について 資料9 子ども版広聴 「子どもレター」の導入 意見票

審 議 経 過

1. 開会

2. 委員委嘱

- ・ 委嘱状の交付及び委員紹介
- ・ 会長・副会長の選出
- ・ 事務局より資料確認

3. 第32期青少年問題協議会の運営について

事務局 （事務局より資料2について説明）

4. 豊島区青少年問題協議会の位置づけについて

事務局 (事務局より資料3について説明)

5. 会長選任

事務局 次に、会長の選任についてお諮りいたします。会長は、豊島区青少年問題協議会条例第4条第2項により、委員の互選となっておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

委員 昨年までの青少年問題協議会の会長は大学の先生にお願いしていましたので、今回も大学の先生にお願いしたいです。先生は専門分野が社会福祉学、児童福祉学と聞いていますし、子どもの権利についても研究されていると聞いています。また、多摩市の子ども・子育て会議では委員長をお努めになられているということも伺っていますので、先生が適任ではないかと思えます。

事務局 ただ今、会長を推薦するご意見がありました。皆様いかがでしょうか。では、会長に決定させていただきます。会長席にご移動をお願い致します。副会長は条例第4条第3項により、会長が指名することとなっておりますので、会長にご指名いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。それでは、会長の指名により、副会長を決定させていただきます。副会長は、副会長席にご移動をお願い致します。

6. 諮問

事務局 続きまして、本委員会に対して区長からの諮問です。高際区長、お願いいたします。

7. 区長挨拶

事務局 ここで、区長よりご挨拶申し上げます。

区長 (挨拶掲載省略)

事務局 大変恐縮ではございますが、区長は公務のため、ここで退席させていただきます。

会長

私は他の自治体でいくつか計画づくりや子どもの権利委員会に携わっておりますが、豊島区では初めてになります。事前にいろいろと資料をいただき目を通しましたが、豊島区は子どもの権利条例を軸にして、子どもに関わる様々な関係者の皆様が目標や理念を共有して取り組んでおられることを認識しました。総合計画も読みましたが、写真付きのコラム等、いろいろな取り組みを進めているのだなと思いました。これまでに関係者の方々の努力により積み重ねてこられた豊島区の取り組みをしっかりと受け取り、継続・発展させていけるように、計画作りに努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員

私は、子ども政策に関しましては、現在、世田谷区、小金井市、武蔵野市、愛知県名古屋市の子ども政策に関わらせていただいております。先程の区長からのお話で、豊島区では子どもの権利擁護センターを設置すると伺いました。実は、世田谷区で子どもの人権擁護機関を立ち上げるとき、豊島区を訪問し、子どもの擁護委員制度について当時の擁護委員の先生方から話を伺いながら、世田谷区で設置をし、この3月までの10年間委員を務めていました。ただ、豊島区ではそうした権利擁護委員の制度はあっても、総合的な子どもの権利を擁護していく相談室ができていない中、擁護委員の先生方が頑張っておられるところを常に拝見するなかで、こうした相談室ができることになったことをとてもうれしく思います。そうした経験を活かしながら会長は世田谷区、多摩市のどちらも会長を務めておられるということで、会長を支え、豊島区の子ども政策の新たな進展にむけて尽力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

8. 議事

事務局

それでは、ここから先の議事進行は、会長にお願いいたします。

(1) 子ども・若者総合計画の策定について

会長

まず、議事「(1) 子ども・若者総合計画の改定について」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局より資料4について説明)

会長 ありがとうございます。今説明がありましたように、今期の青少年問題協議会には特別な役割がありまして、豊島区の子ども若者施策の今後の5年間の実施内容を示す計画づくりを決めていくという役割があります。今後ニーズ調査をして、分析をして、それらを根拠に計画を作り出していくこととなります。それに関わる今後の予定を説明していただきました。この件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。(特に意見等無し)

では、計画の改定については、子どもの権利委員会、子ども子育て会議の意見も考慮し、今後検討を進めてまいりたいと思います。また、専門委員会を設置し、計画改定に向けてのアンケート調査の内容についても、今後検討を進めたいと思います。現行の子ども若者総合計画は実施状況について検証し、報告書を作成していきたいと思います。

(2) 豊島区子ども・若者総合計画改定スケジュール(案)について

事務局 (事務局より資料5について説明)

会長 ありがとうございます。資料を見ますと、2回目がニーズ調査票の素案を確認してもらう流れの予定となっておりますがいかがでしょうか。ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(特に意見等無し)

それでは、この案に沿った形で進めて行くということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。続きまして、報告事項に入ります。

9. 報告

会長 まず豊島区子ども・若者総合計画実施状況調査の結果について担当課より報告があります。よろしくお願いいたします。

子ども若者課長 (子ども若者課より資料6、7について説明)

会長 ありがとうございます。既存の計画に対する評価内容については何かご質問等ございますか。今後計画を策定していくときに今、行

っている計画の中身がどの程度達成されたのか、こういった課題があるのか等を評価検証し、その結果をさらに新しい計画にも活かしていくということになります。豊島区は毎年かなり丁寧に計画内容について評価検証しながら進めていることを説明いただきました。

委員

具体的に地域で聞いた声にもとづいて、子どもスキップについて質問します。(3) 子どもの居場所・活動の充実のうち、重点事業の12番です。近年の主管課評価が令和2年度はC、3年度がB、4年度がBになっています。コロナの間はスキップもお休みしていて、私が聞いた声では、再開してお子さんの利用数が増えたところで、職員の数が足りないことや、欠員が生じているということです。コロナの間は子どもを細やかに見られるところもあったとも聞きますが、欠員の問題は以前からありましたし、今どういう状況になっているのかということと、人が足りないということで、万が一怪我があったら心配だという声もありました。こういった評価もありますが、これからまたお子さんが増えていくという見通しであることを含めて、今後こういった形でやっていくのかを聞きたいです。

教育部長

ご指摘のありましたように、評価のところはCがついていますが、コロナで一般利用を止めていたのでCとしました。再開をしまして、人員については会計年度任用職員のほうで欠員が出ています。ただ、この7月より3名増員しました。なるべくこの欠員を補充するよう努力しているところです。恒常的に欠員が出ていることは我々も把握しており、職自体の見直しを今進めているところです。既存の勤務形態、処遇の面も含めて総合的に見直しを図りたいと検討しています。このような取組を通じて、利用者増については人員的にはきちっと手当をしていきたいです。小中学校が増えているので、スペース的にも整備していきたいと思えます。

委員

人員のほうは、長年の問題でもあると思うが解決に向けて頑張ってもらいたいです。これから現場での調査もされるとのことなので、職員の方や子どもたちから十分に意見を吸い上げてもらいたいです。

委員

資料の見方で教えてほしいことがあります。重点事業で目標値の見直しの要否の項目がありますが、この見直しというのは、今回私

たちが関わっていく計画の中で具体的に見直していくという項目であると認識してよいのでしょうか。資料7はどこをどう見るのでしょうか。

子ども若者課長 こちらの目標値はそれぞれの行政計画の中で決められているものなので、なかなか変えられないものと考えております。進捗について、これが本当にうまく進んでいるのかどうかを客観的に見ていただければと思います。重点的に見ていただくのは資料6のほうになります。いままでは全部の事業の項目を見ていただいていたのですが、今回は次期計画のほうもありますので、今期は資料6を中心にお願いして、気になるところがあれば資料7のほうでもご意見をいただければと思います。

委員 わかりました。それでは重点事業のほうから取組んでいきます。

会長 重点事業に関する担当課の自己評価になってくるとと思いますので、評価の視点が実施回数等や参加者数という視点からになると思うので、スキップのように利用する子どもたちからはどうだったのか、という観点からのご意見をいただけるといいのかなと思います。

委員 主管課評価がずっとCになっている事業を見ると、(1)子どもの権利に関する理解促進の事業番号3の研修に関して、③の区民講演会の実施回数が毎年なかなか開催できていない状況ですが、こういったことについてどう改善したらよいかの見通しであったり、こういうことを踏まえて次期計画の中でCのところをどう考えて行けばいいのかの議論が進んでいけばいいと思いますが、現状としてのところについて聞かせていただければと思います。

子ども若者課長 計画の中では、区民向けの研修などもやらなければなりませんでしたが、優先順位として、出前講座として学校に行き、子どもを中心として学校の教員にも向けた現場での研修を行うことに力を入れていたために、区民向けの研修の実施に至らなかったということがあります。この9月に権利相談室もできるので、専属の職員といったマンパワーも増えます。権利擁護だけでなく、普及啓発も含めた場所になると思いますので、これからは繋がられればと思っています。

す。

会長 ありがとうございます。どうしてCだったのか、次年度はかなり達成されているな、といったところをまた詳しく今後検証して見ていければと思います。続きまして、としま子どもの権利相談室の開設について事務局より報告があります。よろしく願いいたします。報告の2点目の「としま子どもの権利相談室」の開設についてお願いいたします。

事務局 (事務局より資料8について説明)

会長 豊島区の場合、様々な相談機関が設けられていると思いますが、重点事業では行政の窓口として「アシスとしま」の取組みがあったり、「児童相談所」も専門的な相談を実施していますが、続いて、「としま子どもの権利相談室」が、条例に基づいた公的な第三者機関として、権利擁護委員が相談にのる子ども主体の窓口が新たに開設されるという報告でした。ご質問はありますか。

委員 豊島区ではスクールソーシャルワーカーも設置していると思いますが、権利相談室とスクールソーシャルワーカーとの関係について伺いたいです。子どもが対象である点では共通性がありますが、スクールソーシャルワーカーとアウトリーチ活動との関係性についても、何かあれば伺いたいです。

会長 スクールソーシャルワーカーとアウトリーチ活動との位置づけ、関係性について、どうでしょうか。

教育部長 スクールソーシャルワーカーですと、学校の中での悩みがあるというときに、学校ですべてのことを解決できるかというと厳しい部分があるので、外に繋げていくというソーシャルワークをするというイメージです。権利の関係ですと、事象としては権利がらみということになると思いますが、スクールソーシャルワーカーのほうが少し幅広くいろいろな課題をとらえるイメージを持っています。そういった内容について今回の取組みでは、より深くアプローチしていくイメージです。

子ども若者課長　この仕組みにおいては、最終的には子どもの権利擁護委員にいくのですが、これまでは、子どもの権利に関することでの子どもからの窓口がありませんでした。先程話に出ましたアシスとしまや、フリーダイヤルとしてなやミミフリーダイヤルという、子どもからどんな相談でも受けられるいろいろな窓口を作っています。そして、相談を受けた大人が、これは虐待ではないかとか、ヤングケアラーの問題、権利に関すること、と大人が判断して、適切な窓口に繋いで行くという意味で、子どもが相談できる窓口が一つできたと考えています。

委員　ご説明ありがとうございます。

会長　続きまして、子ども版広聴「子どもレター」の導入について事務局より報告があります。よろしくお願いいたします。

区民相談課長　（区民相談課より資料9について説明）

会長　議事は以上となります。今回の全体の内容を踏まえて、ぜひ皆さんからご意見やご感想をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、本日は第1回目ということで、豊島区の子ども若者施策に対する評価に関するお話がありました。おそらくですが、子ども若者施策は300を超える取組をされていて、ひとつひとつの事業に対して担当課がかなり丁寧に評価をして今後活かしていきたいということが確認されました。また、総合計画を見ていくと、担当課による自己評価だけでなく、子ども達の今の状況を見ていくための軸となるような調査が用いられていて、子どもの自己肯定感を経年的に見ていったり、実際の子どもの声を、ヒヤリングを通して聞いたり、子どもが意見を言えているかということも含めて、豊島区の子ども施策や子どもの状況を見ていくといった取組みがされていることが確認できます。さらに、後半のお話ですが、様々な相談窓口が設置されていて、子どもの身近にいる大人が子ども達のSOSや声を聞いて必要な相談機関に繋げていくという取組みもあり、その一方で今回新たに導入された、公的第三者機関としての窓口としてのとしま子どもの権利相談室は、子ども本人が直接相談にぜひ行って欲しいということで新たに拠点が設置されますし、子どもレターは、これもやはり子ども本人が自分の悩みや気持ちを区に

届けることができるいろいろなチャンネルを用いながら、子どもの声を聞いて支援に繋げていこうという取組みがされていることが理解できました。今後こういった取組みを踏まえて5年間の計画作りに着手するわけですが、ぜひ子ども達の身近で普段見守っている委員の皆様より、皆様の実感や普段の子どもの様子から感じられることは計画づくりをしていくうえでは重要な情報となりますので、ぜひ今後の会議でも寄せていただければと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上で終了となりますが、事務局から何か連絡事項はありますか。

事務局

次回の会議は、10月頃に開催し、計画改定にかかるアンケート調査の調査項目を議事とさせていただく予定です。日程が決まり次第、連絡させていただきます。

会長

以上をもちまして、青少年問題協議会 第1回定例協議会を終了いたします。ありがとうございました。